

個人所得税 | 駐在員事務所やEPEは月次申告に注意が必要

2021年4月

■ 法令

税務管理法を詳述する政令 DECREE 126/2020/ND-CPが、2020年12月5日より適用されています。

■ サマリー

- ▶ 個人所得税については、原則、月次申告が求められます。
- ▶ 付加価値税（VAT）を四半期申告するための要件を満たす納税者の源泉徴収個人所得税は、四半期での申告が可能です。

(参考: 第8条、第9条)

VAT四半期申告要件	05/12/2020～	～04/12/2020	
		50,000,000VND/月以上	50,000,000VND/月未満
満たす	四半期申告	四半期申告	四半期申告
満たさない	月次申告	月次申告	四半期申告

■ ポイント

個人所得税額に応じた従来の基準が見られなくなったことから、**外国法人の駐在員事務所**や**輸出加工企業（EPE）**など、付加価値税（VAT）の四半期申告要件を満たしているといえない納税者は、個人所得税の月次申告が必要となる可能性があるため、注意が必要です。

Monthly?

■ お問い合わせ

- ✓ ベトナム進出支援
- ✓ 月次記帳
- ✓ 税務申告
- ✓ ライセンス
- ✓ ビザ
- ✓ その他

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。